

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第42回、平成30年度第2回)

- 1 日 時 平成30年11月12日(月) 午後13時57分～15時57分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、伊藤副座長、桑原委員、白浜委員、十倉委員、外村委員、森委員
(石津委員、康委員、中西委員、藤原委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室長、教育庁教育監他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 意見交換

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)平成31年度実施方針について

資料1、2及び参考資料により、事務局から説明後、①昨今の人権を取り巻く状況の認識、②平成31年度実施方針の策定に当たり、盛り込むべき人権教育・啓発に係る課題や、京都府の取組の方向性について意見聴取

【委員の意見】

- 自分たちマジョリティはマイノリティへの過剰な支援により損をしている、だから差別してもいいんだといった「現代的レイシズム」が世界に蔓延している現状がある。
- 生活困窮者自立支援の取組を推進するに当たっては、支援を受ける人を非難する風潮が助長されないよう配慮してもらいたい。
- 外国人受け入れに当たっては、人としての権利を保障していくという取組姿勢の下、一般向け施策で対応困難な外国人特有の課題に応じた対応が必要。
- いじめやハラスメントなど、生きづらさを表明できない多くの人々がいることを念頭に置き、その立場・視点に立って取り組むことが大事。
- 虐待やいじめなどが存在するとの前提に立った上で、ルールづくりや啓発だけでなく、職員体制や人材育成といった現場のマンパワーを確保してもらいたい。
- 意図的でなくても、無理解のためにマイノリティを傷つけること(マイクロアグレッション)について、特に教育関係者には意識してもらいたい。
- 例えば職場での接し方など、障害のある人との共生に向けた現場での知識・経験が不足。学校・社会・職場での教育・研修プログラムがあればよいと思う。
- 成人年齢引下げに伴い、消費者被害防止など若年層への社会的教育が必要。また、消費者被害に関しては、高齢者を狙った特殊詐欺の対応も充実してほしい。
- 女子大へのトランスジェンダー受け入れを踏まえ、中学・高校の男子校・女子校への受け入れ検討の働きかけをしてもらいたい。
- SNS相談は相手の声や顔色がわからず面接や電話と勝手が異なるため、相談員の技量向上をはじめ、実施体制を整える必要がある。
- 府は教育・啓発の推進役として、府庁内部の取組もしっかり推進されたい。

(2) 報告事項

- ① 「青少年の健全な育成に関する条例」の改正について
- ② 「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」の検討状況について
- ③ 世界人権宣言70周年京都ヒューマンフェスタ2018について
- ④ ヘイトスピーチ対策の状況について

各報告事項について、事務局から説明

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 意見交換

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）平成31年度実施方針について

《昨今の人権を取り巻く状況の認識》

- 成人年齢引き下げに伴い、大学生を狙った消費者被害の増加が懸念され、学生への社会的教育の必要性が増していることについて、反映して行ってほしい。
- また、高齢者を狙った特殊詐欺に対応していく必要についても加えて行ってほしい。
- 現在、高校生への主権者教育の取組として、公民以外に総合学習で学ぶなどしているが、成人年齢の18歳への引き下げを踏まえ、充実に向けて準備している。
- 日本では生活保護受給者に対する風当たりが強く、保護受給者を非難する論調もある。生活困窮者自立支援の取組は、支援を受ける人を非難する風潮が助長されないよう配慮しながら進めてほしい。
- 成人年齢引き下げなど法律が変わることによる消費者被害等の負の影響も考えられる。国の取組とも連携していきたい。また、生活困窮者支援の関係については、関係部局ともできることについて調整していきたい。
- 女子大に性自認が女性である学生を受け入れる動きが出ているが、府内の私立男子・女子中高に対して、府から働きかけて考えてもらう必要があるのではないか。
- 京都府においても、実質的に移民社会は始まっている。例えば、外国籍の女性がDVを受けていてもビザの関係で申告しにくいといった、外国人特有の事情に応じた施策が必要。
この間、国は、外国人を受け入れた後のことはNPOと地方におまかせという姿勢。問題が顕在化する前に先手を打っていくべきである。現在、国際センター以外に、府としての外国人施策はできていないと感じており、国際課を中心に取り組んでほしい。
- 一般施策の隙間で顕在化してきた子どもの貧困やLGBTといった人々への支援が過剰である、マジョリティである自分たちが損をしている、だからマイノリティを差別してもいいんだという論理（現代的レイシズム）が世界に蔓延している状況。これに対処していく必要がある。
- マイクロアグレッションという言葉がある。意図的に差別しようとしているのではなく、マイノリティへの理解がないために、知らず知らずのうちに傷つけていることであり、例えば、ブラジル人だからサッカーが上手でしょとか、金髪なのに英語がしゃべれないのとか。特に教育関係者にはこれから考えてほしい。
- 憲法で「国民」が対象とされている権利は、その性質上、日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き外国人にも保障が及ぶとされている。外国人を日本人と異なるように扱うのではなく、すべての人を対象に権利を認めていくという方向性を念頭に置く必要がある。
- 例えば、いじめについて、大学生くらいになって、今思えばいじめられていたということに気づくということがある。生きづらさを表現することが重要である一方で、それが表現できない子に対しても視点を向けていかないといけない。
- 子どものいじめについては、大人社会での日常的なパワハラを目の当たりにしていることも影響しており、大人たちがどう変化していくかが重要。生きづらさを解消していくためには、その立場に立ち、そこに視点を置くということが大事。
- 事実行為としての人権救済のためには、人権擁護委員や学校での取り組みが重要。
- ハラスメントに関しては、過去に比べ注目され、認識も広がり、相談窓口も拡大している。しかし、実際に相談・告発されるのは全体のほんの一部であると認識しておくことが必要。
- 発達障害や適応障害のある人が職場で同僚たちの理解が得られず、自分さえ我慢すればいいんだとなって精神的にしんどくなるような例がある。上司も、どう接すればよいかの知識も経験もない。共生社会の実現に向けて、学校・社会・職場のなかで、一緒に働き生きていけるためのプ

プログラムも必要ではないかなと思う。

- いじめや人権侵害を完全になくすことは困難。存在することを前提として、それにどう対応するのかということが重要。例えば、虐待防止策がいろいろ出されても児童相談所のマンパワーが足りていない。学校・教員がいじめを隠ぺいしてしまうことがあるのは教員が多忙であることも要因。ルールづくりや啓発も必要だが、そのための増員や人材育成といった体制整備がより重要。
- 世界人権宣言から70年。日本でも人権の考え方が定着し、いろんな問題が人権問題として考えられるようになってきている。そういうところに日本の発展があるのではないか。
- 現代的レイシズムや、人権侵害があるという前提に立つこと、また、その立場になって考えるということなど、大事な視点を指摘いただいた。意見を踏まえて取組を進めていきたい。

《平成31年度実施方針に盛り込むべき人権教育・啓発に係る課題や、京都府の取組の方向性》

- SNS相談については、声や顔色がわからない中で、緊急性、深刻さをどう把握するのか等、相談を受ける側の技量の向上が必要。
- SNS相談は、相談の入り口にまでは来てくれるが、深い内容の相談までもっていくには壁が高いとも聞いている。簡単に実施できるものではないし、すぐの実施は難しいのではないか。実施体制についてどのように考えているか。
- 全国で期間限定での実施等の事例があるので、そういった例も参考に検討をしていく。これからしっかりと、何ができるのかを考えていこうという段階である。
- うまく活用したいツールであることは確か。民間でもSNS相談から電話につながるような取組もされているところ。
- 実施方針は府民向けの教育・啓発に関するものだが、推進役である府庁内部の取組についてはどう考えているか。女性管理職比率やLGBTの採用といった課題があると思うが。
- 従来から、総合計画の中で数値目標を設定し取り組んできたところ。現在、来年度策定する新しい総合計画の検討が進められており、その中で、数値的な目標も持ちながら取り組んでいくことになる。

(2) 報告事項

① 「青少年の健全な育成に関する条例」の改正について

- 「JKビジネス」という言葉が目立っているが、内容的には女子だけでなく男子も含めた青少年に係る規定になっており、その点で適切な内容と考える。

② 「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」の検討状況について

- 資料4-1について、原因として「社会の仕組みの欠如」を挙げているが、それ自体を原因・問題と言ってよいのか。仕組みを変えるには非常に労力が必要であり時間もかかる。現在は、どういった点が問題なのかを把握していく時期と考える。
- 困難事例には、同居パートナーの扶養控除がないことによる経済的厳しさや、相続時に親族の理解を得ることが難しいといった法律上の制度に関わる内容が含まれているが、作成する対応事例集は、国の法律・制度を変えていくというものではなく、そういったことを知った上で、自分たちに何ができるか考えることを促すものにしていきたい。
- 障害者権利条約は社会の側に問題があるという認識から問題を捉えている。性的少数者の問題も社会の側からとらえていく必要があるということかと思う。
- LGBT法連合会がまとめた264の困難事例のうち、法律の変更が必要なものは数十といったところだが、変えていくには時間がかかる。作成する対応事例集では、LGBTの存在を前提に、その立場に立って想像する中で、留意すべきことをまとめていこうと考えている。また、264事例が困難の全てではなく、今後も取り組んでいく必要があると考えている。